

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 6 章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76—4—7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 10 号から第 12 号までに掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2～69 の 10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 通 関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）</p> <p>76—4—7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入郵便物が法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第 8 号に規定する児童ポルノ、同項第 9 号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第 10 号に規定する不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 11 号若しくは第 12 号</u>に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄又は異議の申立てを行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2～69 の 10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>下同じ。)に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3)～(12) (省略)</p> <p><u>(13) 「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」 法第 69 条の 7 第 2 項又は第 9 項（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(14)及び(15)</u> (省略)</p> <p><u>(16) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(17)～(19)</u> (省略)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69 の 2 - 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあつては、ロから<u>マ</u>までの事務に限る。） イ～ハ (省略)</p> <p><u>ニ 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に係る手続</u> <u>ホ及びへ</u> (省略)</p> <p><u>ト 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に係る手続</u> <u>チ～ツ</u> (省略)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>マ</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p>	<p>差止請求権者をいう。以下同じ。)に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。</p> <p>(3)～(12) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(13)及び(14)</u> (同左)</p> <p><u>(15) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め）（法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(16)～(18)</u> (同左)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69 の 2 - 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあつては、ロから<u>ル</u>までの事務に限る。） イ～ハ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p><u>ニ及びホ</u> (同左)</p> <p><u>へ 経済産業大臣意見照会に係る手続</u> <u>ト～ツ</u> (同左)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>ル</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロから<u>マ</u>までの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品） 69 の 2 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1)~(3) （省略）</p> <p><u>(4) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第 19 条第 1 項第 7 号（適用除外等）に掲げる行為を組成する物品</u> <u>（注）不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</u></p> <p>（認定手続開始通知） 69 の 3 - 1 - 2 法第 69 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。 (1) 輸出者等への認定手続開始通知 輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5610-1））、国際郵便物にあつては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあつては「認定手続開始通知</p>	<p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロから<u>ル</u>までの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品） 69 の 2 - 6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1)~(3) （同左） （新規）</p> <p>（認定手続開始通知） 69 の 3 - 1 - 2 法第 69 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。 (1) 輸出者等への認定手続開始通知 輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（国際郵便物にあつては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸出者等用）」という。）を交付することにより行う。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5612-1）。以下この節において「<u>「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>(2) 権利者への認定手続開始通知 権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5614）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5614-1）。以下この節において「認定手続開始通知書（権利者用）等」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 3-1-3 前記 69 の 3-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の 3 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 回答期限 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2) 回答期限の延長 上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があつた場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権</p>	<p>(2) 権利者への認定手続開始通知 権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5614）を交付することにより行う。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 3-1-3 前記 69 の 3-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第 69 条の 3 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 回答期限 輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2) 回答期限の延長 上記(1)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があつた場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権若しくは</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69 の 3 - 1 - 4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間</p> <p>疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」の日付の日の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否かに係る認定手続の場合には、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>(5) 認定が困難である場合等</p> <p>輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他<u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）、特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）</u>又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69 の 3 - 1 - 8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C - 5622）（<u>保護対象営業秘密に係るも</u></p>	<p>意匠権に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69 の 3 - 1 - 4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間</p> <p>疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）」の日付の日の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>(5) 認定が困難である場合等</p> <p>輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>（認定通知等）</p> <p>69 の 3 - 1 - 8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸出者等への通知</p> <p>「認定通知書（輸出者用）」（C - 5622）（国際郵便物にあつては「認</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の<u>にあつては「認定通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5622-1）、国際郵便物にあつては「認定通知書（差出人用）」（C-5624）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあつては「認定通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5624-1）。</u>以下この節において「<u>認定通知書（輸出者等用）等</u>」という。）を交付する。</p> <p>（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」又は「認定通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) 権利者への通知</p> <p>認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5626）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5626-1）。</u>以下この節において「<u>認定通知書（権利者用）等</u>」という。）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5628）を交付する。</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p><u>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸出者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があつた場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるとし、当該書面の提出があつた場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p>	<p>定通知書（差出人用）」（C-5624）。以下この節において「<u>認定通知書（輸出者等用）」</u>という。）を交付する。</p> <p>（注）輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) 権利者への通知</p> <p>認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5626）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5628）を交付する。</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があつた場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正 （新規）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室（以下「経産省知財室」という。）に照会したうえ、当該修正を認める。</u></p> <p><u>(ロ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、<u>保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</u></u></p> <p><u>(ハ) （省略）</u></p> <p>ニ及びホ （省略）</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p><u>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸出者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</u></p> <p><u>(ロ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑</u></p>	<p>(イ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) （同左）</p> <p>ニ及びホ （同左）</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正 （新規）</p> <p>(イ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、<u>保護対象営業秘密に係る物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ</u>、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、<u>著作権又は保護対象営業秘密</u>に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ハ) (省略) ニ及びホ (省略) (4)～(6) (省略)</p> <p>(輸出差止申立ての提出)</p> <p>69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略) (3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者<u>（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）</u>）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、<u>不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）</u>）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C-5643）、受理されている輸出差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）（注）、<u>当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあつては「輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」</u>（C-5645）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等と</p>	<p>義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は<u>著作権</u>に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ロ) (同左) ニ及びホ (同左) (4)～(6) (同左)</p> <p>(輸出差止申立ての提出)</p> <p>69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (同左) (3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、受理されている輸出差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>(注) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4 - 3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等</p> <p>法第 69 条の 4 第 1 項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）</p> <p>ホ 保護対象営業秘密</p> <p><u>法第 69 条の 4 第 1 項に規定する認定の内容が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣認定書」という。）</u></p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、<u>経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書</u>を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>（注 1）<u>経済産業大臣申立時意見書</u>には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～⑥（省略）</p> <p>（注 2）<u>経済産業大臣認定書</u>には、次の事項について認定の内容及びその理由が記載される（意見書等に関する規則第 6 条）。</p> <p>① <u>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項</u></p>	<p>(4)（同左）</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4 - 3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等</p> <p>法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）</p> <p>（新規）</p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、<u>経済産業大臣申立時意見書</u>を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>（注）<u>経済産業大臣申立時意見書</u>には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～⑥（同左）</p> <p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>② 善意・無重過失でない者</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの イ～ホ（省略） へ 保護対象営業秘密 <u>経済産業大臣認定書において認定されている事項については、当該認定書において既に侵害の事実の判断が示されていることから、輸出（積戻し）差止申立書の添付資料として、新たに侵害の事実を疎明するための資料の提出を求めないものとする。ただし、提出された経済産業大臣認定書では認定されていない事項について差止申立てを行おうとする場合には、新たに、当該事項を認定した経済産業大臣認定書の提出が必要となることに留意する。</u> <u>なお、善意・無重過失でない者として経済産業大臣認定書に記載された者に当該認定書が到達した事実を確認するため、経産省知財室に対して当該事実を客観的に確認できるもの（簡易書留、配達証明郵便に係る郵便物配達証明書の写し等）を求めるものとする。</u></p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料 特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 4－6 前記 69 の 4－2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」<u>（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）</u>の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速</p>	<p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの イ～ホ（同左） （新規）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料 特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 4－6 前記 69 の 4－2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての更新）</p> <p>69 の 4－9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」（C－5660）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。））<u>にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C－5662）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）</u>にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C－5663）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であつて、例えば、申立対象物品が異なる場合や<u>保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合</u>などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4)～(6) （省略）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p>	<p>(1)～(5) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての更新）</p> <p>69 の 4－9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」（C－5660）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C－5662））<u>（以下この節において「更新書」という。）</u>及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であつて、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4)～(6) （同左）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）に「認定通知書（輸出者等用）<u>等</u>」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）<u>等</u>」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>i～iii (省略)</p> <p>iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）<u>等</u>」であって、その理由欄に、権利者からの輸出同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの</p> <p>v (省略)</p> <p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）<u>等</u>」</p>	<p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5620）に「認定通知書（輸出者等用）」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>i～iii (同左)</p> <p>iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）」であって、その理由欄に、権利者からの輸出同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの</p> <p>v (同左)</p> <p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）」又</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は「処理結果通知書」の提出があった場合  ii～iv （省略）  ロ （省略）</p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求の手續）</u>  69 の 7 - 1</p> <p><u>(1) 経済産業大臣意見照会を求める際に提出させる書面は、「経済産業大臣意見照会請求書」（保護対象営業秘密関係）（C-5746）とする。</u>  <u>(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、経済産業大臣認定書とし、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）の求め（次項において「請求」という。）をした不正競争差止請求権者（法第 69 条の 7 に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下次項及び次々項において同じ。）又は輸出者等に対し、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合であって、経済産業大臣へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</u></p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手續）</u>  69 の 7 - 2</p> <p><u>(1) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5747）に次の資料を添付して、経済産業大臣に提出して行うこととする。</u>  イ <u>受理された輸出差止申立てに係る貨物についての経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）</u>  ロ <u>令第 62 条の 2 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</u>  ハ <u>前記 69 の 7 - 1 の(2)により提出等された資料</u>  ニ <u>下記(2)により不正競争差止請求権者又は輸出者等から提出された意見に係る書面の写し</u></p>	<p>は「処理結果通知書」の提出があった場合  ii～iv （同左）  ロ （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ホ その他経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料</p> <p>(2) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u>をする場合は、あらかじめ「<u>経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）</u>」（C-5748）並びに上記(1)で予定している「<u>経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）</u>」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸出者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p> <p>(3) <u>令第 62 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」への記載は、経済産業大臣認定書とする。</u></p> <p>(4) <u>受理された輸出差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸出者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限（輸出者等に対して意見を求める場合に限る。）として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等以外の他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等の意見の回答前に 10 日経過日までに経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行い、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等の意見は、後日追加して経済産業大臣に提出するものとする。なお、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のハに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に教示するものとする。</u></p> <p>(5) <u>税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u>に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</p> <p>(6) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u>を行った場合には、</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「<u>経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象営業秘密関係）</u>」（C-5749）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び不正競争差止請求権者又は輸出者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、<u>法第 69 条の 7 第 2 項ただし書の規定により、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行わないこととする。</u></p> <p>イ 輸出者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該認定を行うことができることが確実と認められる場合</p> <p>ロ 輸出者等が、前記 69 の 3-2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸出されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</p> <p>ハ 当該申請が、<u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u>を行える期間内に上記(2)の「<u>経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）</u>」の不正競争差止請求権者及び輸出者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、<u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u>を行うことが困難な場合  <u>なお、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなった後は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は行わないこととするので、留意する。</u></p> <p>(8) <u>上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会不実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5750）により、その旨及び理由を通知する。</u></p> <p>(9) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5751）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5 日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</u></p> <p>(10) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 69 条の 7 第 8 項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5752）により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。</u></p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）ができる期間の延長）</u></p> <p><u>69 の 7 - 3 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第 69 条の 3 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸出者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5753）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u></p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続）</p> <p>69 の 7 - 4</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 4 - 3 の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの②と同等のものとし、特許庁長官意見照会の求め（次項において「請求」という。）をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「特許権者等」という。）又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合</p>	<p>改正前</p> <p>（新規）</p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続）</p> <p>69 の 7 - 1</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 4 - 3 の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め（次項において「請求」という。）をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「特許権者等」という。）又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69 の 7 - <u>5</u></p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」（C-5716）に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 前記 69 の 7 - <u>4</u> の(2)により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ （省略）</p> <p>(2)～(10) （省略）</p> <p>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）</p> <p>69 の 7 - <u>6</u> （省略）</p> <p>（経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）手続等）</p> <p>69 の 8 - 2 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）の手続等は次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）は、「経済産業大臣意見照会書（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）」（C-5738）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争</p>	<p>意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69 の 7 - <u>2</u></p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」（C-5716）に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 前記 69 の 7 - <u>1</u> の(2)により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ （同左）</p> <p>(2)～(10) （同左）</p> <p>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）</p> <p>69 の 7 - <u>3</u> （同左）</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 8 - 2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」（C-5738）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>」（C-5740）により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>」（C-5742）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該申立人及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書<u>（保護対象商品等表示等関係）</u>」（C-5744）により、遅滞なくその旨を通知する。</p>	<p>本を添付することとする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」（C-5740）により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」（C-5742）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該申立人及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」（C-5744）により、遅滞なくその旨を通知する。</p>
<p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 10-1</p> <p>(1) 法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸出者等及び申立特許権者等<u>（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者を含む。以下この項及び次項において同じ。）</u>に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p>	<p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 10-1</p> <p>(1) 法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸出者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」（C-5758）により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 7-3 <u>又は 69 の 7-6</u> の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 10-2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 特許権、<u>实用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密</u>のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に於いて実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）</p> <p>ii （省略）</p> <p>(ロ) （省略）</p> <p>ハ （省略）</p> <p>(2)～(8) （省略）</p>	<p>(2) 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」（C-5758）により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 7-3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 10-2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 特許権、<u>实用新案権又は意匠権</u>のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に於いて実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）</p> <p>ii （同左）</p> <p>(ロ) （同左）</p> <p>ハ （同左）</p> <p>(2)～(8) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 11～69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 11～69 の 21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12（(輸入してはならない貨物に係る認定手続)）に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）<u>及び同項第 10 号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</u></p> <p>(3)～(15) (省略)</p> <p><u>(16) 「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」 法第 69 条の 17 第 2 項又は第 9 項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(17)及び(18) (省略)</u></p> <p><u>(19) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第 69 条の 18 第 1 項（(農林水産大臣等に対する意見の求め)）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(20)～(22) (省略)</u></p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69 の 11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあつては、ハからカまでの事務に限る。）</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p><u>へ 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に係る手続</u></p> <p><u>ト及びチ (省略)</u></p> <p><u>リ 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に係る手続</u></p> <p><u>ヌ～ヨ (省略)</u></p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関</p>	<p>れ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権<u>及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（(定義)）に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12（(輸入してはならない貨物に係る認定手続)）に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。</u></p> <p>(3)～(15) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(16)及び(17) (同左)</u></p> <p><u>(18) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項（(農林水産大臣等に対する意見の求め)）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p><u>(19)～(21) (同左)</u></p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69 の 11－5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあつては、ハからリまでの事務に限る。）</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p><u>へ及びト (同左)</u></p> <p><u>チ 経済産業大臣意見照会に係る手続</u></p> <p><u>リ～カ (同左)</u></p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからカまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからカまでの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69 の 11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) （省略）</p> <p><u>(6) 保護対象営業秘密については、不正競争防止法第 19 条第 1 項第 7 号（適用除外等）に掲げる行為を組成する物品</u></p> <p><u>（注）善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。</u></p> <p><u>(7) 後記 69 の 11－7（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの</u></p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69 の 12－1－2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通常の認定手続</p>	<p>し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからクまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部（沖縄地区税関にあつては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからクまでの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69 の 11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1)～(5) （同左）</p> <p>（新規）</p> <p><u>(6) 後記 69 の 11－7（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの</u></p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69 の 12－1－2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通常の認定手続</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 輸入者等への認定手続開始通知 輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5810-1）」</u>、国際郵便物にあつては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812）、<u>保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあつては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5812-1）」</u>。以下この節において「<u>「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 権利者への認定手続開始通知 権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5814）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5814-1）」</u>。以下この節において「<u>「認定手続開始通知書（権利者用）等」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>(2) 簡素化手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、<u>実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものを除く。</u>）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C-5811）（国際郵便物にあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」（C-5813））。以下この節において「<u>「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 申立人への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、<u>実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものを除く。</u>）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)ロにかかわらず、申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（C-5815）を交付することにより行う。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>イ 輸入者等への認定手続開始通知 輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（国際郵便物にあつては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812））。以下この節において「<u>「認定手続開始通知書（輸入者等用）」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 権利者への認定手続開始通知 権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C-5814）を交付することにより行う。</p> <p>(2) 簡素化手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、<u>実用新案権又は意匠権に係るものを除く。</u>）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)イにかかわらず、輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C-5811）（国際郵便物にあつては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」（C-5813））。以下この節において「<u>「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」</u>という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ 申立人への認定手続開始通知 受理されている輸入差止申立て（特許権、<u>実用新案権又は意匠権に係るものを除く。</u>）に係る貨物について認定手続を執る場合は、上記(1)ロにかかわらず、申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（C-5815）を交付することにより行う。</p> <p>(3) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) 回答期限</p> <p>輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 回答期限の延長</p> <p>上記(1)又は(2)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、<u>実用新案権</u>、<u>意匠権若しくは保護対象営業秘密</u>に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69 の 12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間</p>	<p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) 回答期限</p> <p>輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 回答期限の延長</p> <p>上記(1)又は(2)の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、<u>実用新案権若しくは意匠権</u>に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（疑義貨物に対する調査等）</p> <p>69 の 12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p> <p>(1) 認定手続の期間</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」の日付の日（前記 69 の 12-1-2 の(2)により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、<u>実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否か</u>に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>(6) 認定が困難である場合等</p> <p>輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他<u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）、特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）</u>又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>（疑義貨物の点検等）</p> <p>69 の 12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請</p> <p>輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」（C-5818）（2 部。原本、交付用）に「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（疑義貨物が特許権、<u>実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密の輸入差止申立てに係るものであるときは、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」</u>）の写しを添えて提出するよう求める。</p> <p>(2)～(3) （省略）</p>	<p>疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（前記 69 の 12-1-2 の(2)により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して 1 か月以内を目途とする。1 か月以内（特許権、<u>実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間</u>）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>(6) 認定が困難である場合等</p> <p>輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>（疑義貨物の点検等）</p> <p>69 の 12-1-5 認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 点検の申請</p> <p>輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」（C-5818）（2 部。原本、交付用）に「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（疑義貨物が特許権、<u>実用新案権若しくは意匠権</u>の輸入差止申立てに係るものであるときは、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」）の写しを添えて提出するよう求める。</p> <p>(2)～(3) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（認定通知等）</p> <p>69 の 12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸入者等への通知  「認定通知書（輸入者用）」（C-5822）<u>（保護対象営業秘密に係るもの</u>  <u>にあつては「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」</u>（C-5822-1）、<u>国際郵便物にあつては「認定通知書（名宛人用）」</u>（C-5824）、<u>保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあつては「認定通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」</u>（C-5824-1）。以下この節において「<u>認定通知書（輸入者等用）等</u>」という。）を交付する。ただし、下記イ又はロのときには「認定（没収）通知書」（C-5823）を交付することとして差し支えない。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 前記 69 の 12-1-2 の (2) の簡素化手続において輸入者等から争う旨の申出がなく侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</p> <p>（注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「<u>認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」</u>又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) 権利者への通知  認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5826）<u>（保護対象営業秘密に係るものにあつては「認定通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」</u>（C-5826-1）。以下この節において「<u>認定通知書（権利者用）等</u>」という。）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5828）を交付する。</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p>	<p>（認定通知等）</p> <p>69 の 12-1-8 認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸入者等への通知  「認定通知書（輸入者用）」（C-5822）（国際郵便物にあつては「認定通知書（名宛人用）」（C-5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。ただし、下記イ又はロのときには「認定（没収）通知書」（C-5823）を交付することとして差し支えない。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 前記 69 の 12-1-2 の (2) の簡素化手続において輸入者等から争う旨の申出がなく侵害物品に該当すると認定した場合であつて、当該貨物について自発的処理を行うことが見込まれないとき</p> <p>（注）輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定（没収）通知書」を交付した旨を通報する。</p> <p>(3) 権利者への通知  認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C-5826）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C-5828）を交付する。</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p><u>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</u></p> <p><u>(ロ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p><u>(ハ) (省略)</u></p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p>	<p>69 の 12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理 イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正 (新規)</p> <p><u>(イ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p><u>(ロ) (同左)</u></p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p><u>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</u></p> <p><u>(ロ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p><u>(ハ)（省略）</u></p> <p>ニ及びホ（省略）</p> <p>(4)～(6)（省略）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差</p>	<p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正 （新規）</p> <p><u>(イ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により 5 日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権又は著作権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</u></p> <p><u>(ロ)（同左）</u></p> <p>ニ及びホ（同左）</p> <p>(4)～(6)（同左）</p> <p>（輸入差止申立ての提出）</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）<u>にあつては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）</u>にあつては、「<u>輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C-5843）、</u>受理されている輸入差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「<u>輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5844）（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあつては「<u>輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」（C-5845）。</u>以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</u></p> <p>（注）（省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等</p> <p>法第 69 条の 13 第 1 項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）</p> <p>ホ 保護対象営業秘密</p> <p>法第 69 条の 13 第 1 項に規定する認定の内容が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣認定書」という。）</p>	<p>止請求権者にあつては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5842）、受理されている輸入差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあつては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5844）（注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(4) （同左）</p> <p>（輸入差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 保護対象商品等表示等</p> <p>法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）</p> <p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、<u>経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書</u>を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>（注 1）<u>経済産業大臣申立時意見書</u>には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第 3 条）。</p> <p>①～⑥ （省略）</p> <p>（注 2）<u>経済産業大臣認定書</u>には、次の事項について認定の内容及びその理由が記載される（意見書等に関する規則第 6 条）。</p> <p>① <u>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項</u></p> <p>② <u>善意・無重過失でない者</u></p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるものイ～へ （省略）</p> <p>ト <u>保護対象営業秘密</u></p> <p><u>経済産業大臣認定書において認定されている事項については、当該認定書において既に侵害の事実の判断が示されていることから、輸入差止申立書の添付資料として、新たに侵害の事実を疎明するための資料の提出を求めないものとする。ただし、提出された経済産業大臣認定書では認定されていない事項について差止申立てを行おうとする場合には、新たに、当該事項を認定した経済産業大臣認定書の提出が必要となることに留意する。</u></p> <p>なお、<u>善意・無重過失でない者として経済産業大臣認定書に記載された者に当該認定書が到達した事実を確認するため、経産省知財室に対して当該事実を客観的に確認できるもの（簡易書留、配達証明郵便に係る郵便物配達証明書の写し等）を求めるものとする。</u></p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料</p> <p>特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約にお</p>	<p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、<u>経済産業大臣申立時意見書</u>を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>（注）<u>経済産業大臣申立時意見書</u>には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第 3 条）。</p> <p>①～⑥ （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるものイ～へ （同左）</p> <p>（新規）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 通関解放金の額の算定の基礎となる資料</p> <p>特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」<u>（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）</u>の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860) <u>（著作権法第 113 条第 5 項に係るもの</u> <u>にあつては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5861)、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）</u> <u>にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）</u> <u>にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」(C-5863)。</u>以下この節において「更新書」という。)及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支え</p>	<p>又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての更新)</p> <p>69 の 13-9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860) <u>（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、著作権法第 113 条第 5 項に係るもの</u> <u>にあつては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5863)。</u>以下この節において「更新書」という。)及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支え</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や<u>保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合</u>などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4)～(6) （省略）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15－1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C－5821）に「認定通知書（輸入者等用）<u>等</u>」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）<u>等</u>」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C－5882）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>i～iii （省略）</p> <p>iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）<u>等</u>」であって、その理由欄に、権利者からの輸入同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの</p> <p>v （省略）</p> <p>(ロ)及び(ハ) （省略）</p>	<p>ない。</p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。以下この節において同じ。</p> <p>(4)～(6) （同左）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15－1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1)～(6) （同左）</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い</p> <p>(イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C－5821）に「認定通知書（輸入者等用）」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) 上記(イ)の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C－5882）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>i～iii （同左）</p> <p>iv 侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）」であって、その理由欄に、権利者からの輸入同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの</p> <p>v （同左）</p> <p>(ロ)及び(ハ) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ニ～へ （省略）</p> <p>(8) （省略）</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）等」又は「処理結果通知書」の提出があった場合</p> <p>ii～iv （省略）</p> <p>ロ （省略）</p> <p>（見本検査承認申請等）</p> <p>69 の 16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする申立人（以下「申請者」という。）には、「見本検査承認申請書」（C-5896）（2部。原本、交付用）に、「認定手続開始通知書（権利者用）等」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（見本検査の承認要件）</p> <p>69 の 16-2 法第 69 条の 16 第 2 項（（見本検査の承認要件））の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 次の場合には、法第 69 条の 16 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合</p>	<p>ニ～へ （同左）</p> <p>(8) （同左）</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i 疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）」又は「処理結果通知書」の提出があった場合</p> <p>ii～iv （同左）</p> <p>ロ （同左）</p> <p>（見本検査承認申請等）</p> <p>69 の 16-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする申立人（以下「申請者」という。）には、「見本検査承認申請書」（C-5896）（2部。原本、交付用）に、「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（見本検査の承認要件）</p> <p>69 の 16-2 法第 69 条の 16 第 2 項（（見本検査の承認要件））の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 次の場合には、法第 69 条の 16 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>ニ <u>見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合</u></p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求の手續）</u></p> <p>69 の 17-1</p> <p>(1) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を求めるときに提出させる書面は、「経済産業大臣意見照会請求書（保護対象営業秘密関係）」（C-5946）とする。</u></p> <p>(2) <u>令第 62 条の 27 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、経済産業大臣認定書とし、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）の求め（以下この項及び次項において「請求」という。）をした不正競争差止請求権者（法第 69 条の 17 に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下この項から次々項までにおいて同じ。）又は輸入者等に対し、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記 69 の 16-5 の(1)により不正競争差止請求権者が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該不正競争差止請求権者又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 17 第 9 項の規定により税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合であって、経済産業大臣へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 69 の 16-5 の(1)により不正競争差止請求権者が保管しているサンプルについては当該不正競争差止請求権者に提出を求めることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</u></p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手續）</u></p>	<p>であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>ニ <u>見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権又は意匠権に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合</u></p> <p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 17-2</p> <p><u>(1) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5947）に次の資料を添付して、経済産業大臣に提出して行うこととする。</u></p> <p><u>イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）にあつては、「輸入差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）</u></p> <p><u>ロ 令第 62 条の 16 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</u></p> <p><u>ハ 前記 69 の 17-1 の(2)により提出等された資料</u></p> <p><u>ニ 下記(2)により不正競争差止請求権者又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し</u></p> <p><u>ホ その他経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料</u></p> <p><u>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」（C-5948）並びに上記(1)で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸入者等に送付し、5 日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</u></p> <p><u>(3) 令第 62 条の 28 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」への記載は、経済産業大臣認定書とする。</u></p> <p><u>(4) 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第 69 条の 17 第 1 項に規定する 10 日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であつて、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等以外の他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等の</u></p>	<p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>意見の回答前に 10 日経過日までに経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行い、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等の意見は、後日追加して経済産業大臣に提出するものとする。なお、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のハに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に教示するものとする。</u></p> <p>(5) <u>税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</u></p> <p>(6) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合には、不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5949）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び不正競争差止請求権者又は輸入者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。</u></p> <p>(7) <u>次の場合には、請求があっても、法第 69 条の 17 第 2 項ただし書の規定により、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行わないこととする。</u></p> <p><u>イ 輸入者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合</u></p> <p><u>ロ 輸入者等が、前記 69 の 12-2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</u></p> <p><u>ハ 当該申請が、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行える期間内に上記(2)の「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」の不正競争差止請求権者及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うことが困難な場合</u>  <u>なお、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなった後は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は行わないこととするので、留意する。</p> <p>(8) <u>上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会不実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5950）により、その旨及び理由を通知する。</u></p> <p>(9) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5951）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</u></p> <p>(10) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法第 69 条の 17 第 8 項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第 69 条の 12 第 6 項若しくは第 69 条の 15 第 10 項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5952）により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。</u></p> <p><u>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）ができる期間の延長）</u></p> <p><u>69 の 17-3 法第 69 条の 17 第 1 項に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第 69 条の 12 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸入者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5953）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特許庁長官意見照会請求の手続)</p> <p>69 の 17-<u>4</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第 62 条の 27 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 13-3 の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの(イ)の②と同等のものとし、特許庁長官意見照会の求め（以下この項及び次項において「請求」という。）をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記 69 の 16-5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 17 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 69 の 16-5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>69 の 17-<u>5</u></p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5916) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 17 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 前記 69 の 17-<u>4</u>の(2)により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(2)~(6) (省略)</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、法第 69 条の 17 第 2 項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p>	<p>(特許庁長官意見照会請求の手続)</p> <p>69 の 17-<u>1</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 62 条の 27 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 69 の 13-3 の(2)のイの(イ)の②又は同項の(2)のロの(イ)の②と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め（以下この項及び次項において「請求」という。）をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記 69 の 16-5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、法第 69 条の 17 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 69 の 16-5 の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>69 の 17-<u>2</u></p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5916) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 17 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 前記 69 の 17-<u>1</u>の(2)により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(2)~(6) (同左)</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、法第 69 条の 17 第 2 項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 輸入者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実に認められる場合 ロ～ホ （省略） (8)～(10) （省略）</p> <p>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長） 69 の 17－<u>6</u> （省略）</p> <p>（経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）<u>手続等</u>） 69 の 18－2 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）の手続等は次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）は、「経済産業大臣意見照会書（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）」（C－5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）」（C－5940）により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会（<u>保護対象商品等表示等関係</u>）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入</p>	<p>イ 輸入者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実に認められる場合 ロ～ホ （同左） (8)～(10) （同左）</p> <p>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長） 69 の 17－<u>3</u> （同左）</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等） 69 の 18－2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」（C－5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」（C－5940）により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>者等に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）</u>」（C-5942）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) <u>経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）</u>を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 12 第 6 項若しくは第 69 条の 15 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象商品等表示等関係）</u>」（C-5944）により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 20-1</p> <p>(1) 法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等（<u>保護対象営業秘密に係る輸入差止申立</u>が受理された不正競争差止請求権者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) 法第 69 条の 17 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸入者等に対し、「<u>申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書</u>」（C-5958）により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 17-3 <u>又は 69 の 17-6</u> の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の</p>	<p>見照会回答通知書」（C-5942）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 12 第 6 項若しくは第 69 条の 15 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答不要通知書</u>」（C-5944）により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 20-1</p> <p>(1) 法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) 法第 69 条の 17 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸入者等に対し、「<u>申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書</u>」（C-5958）により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 17-3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 特許権、<u>実用新案権</u>、<u>意匠権</u>又は<u>保護対象営業秘密</u>のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に於いて実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）</p> <p>ii (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(8) (省略)</p>	<p>意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 特許権、<u>実用新案権</u>又は<u>意匠権</u>のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に於いて実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）</p> <p>ii (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2)～(8) (同左)</p>